

平成 30 年度 短期大学教務必携（第 23 次改訂版） 主な変更点

第一部 教務の手引き

I 学生編

第1章 入学者の選抜

◇平成 31 年度入学者選抜実施要項(平成 30 年 6 月 4 日 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知)に合わせ記載内容を見直した。

4. 基本方針【11p】

大学入学者選抜は、各大学(専門職大学及び短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が、それぞれの教育理念に基づき、…

…阻害することのないよう配慮する。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」(平成 29 年文部科学省令第 33 号)、「専門職短期大学設置基準」(平成 29 年文部科学省令第 34 号)及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」(平成 29 年 9 月 21 日付け 29 文科高第 542 号文部科学事務次官通知)を踏まえ実施するものとする。

14. 入学者選抜試験実施における注意事項【21p】

(2) 入試情報の取り扱い

①個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

ア. 試験問題については、原則として公表するものとする。

イ. 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

②各大学は、受験者本人への成績開示や、…

(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜のミスを防止するものとする。

① 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

② 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

③ 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。

④ 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当で二重、三重に点検を行う。

⑤ 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。

⑥ 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなどミスの再発防止に努める。

第5章 成績評価と単位の認定

◇短期大学設置基準の改正(平成30年1月26日公布、平成31年4月1日施行)に伴い、下線部の修正・追加を行った。

5. 単位互換制度に伴う単位認定【53p】

○短期大学設置基準(平成30年1月26日公布、平成31年4月1日施行)

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位)を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学(専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。)又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

6. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定【54p】

○短期大学設置基準(平成30年1月26日公布、平成31年4月1日施行)

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校¹の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

7. 既修得単位の認定【56p】

学生が入学する前に短期大学又は大学において修得した単位(既修得単位)の取扱いについて、短期大学設置基準では次のとおり定めている。なお、平成30年1月公布(平成31年4月1日から施行)の短期大学設置基準改正で、短期大学の機能強化として、社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するよう、実務の経験を有する者が短期大学に入学する場合に、当該実務経験を通じた能力修得への単位認定を行える仕組みが整備された。

○短期大学設置基準(平成30年1月26日公布、平成31年4月1日施行)

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第17条第1項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

3 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(当該短期大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。)の履修とみなし、修業年限が2年の短期大学にあつては15単位を、修業年限が3年の短期大学にあつては23単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては15単位)を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

II 教員・職員編

第1章 教員

◇短期大学設置基準の改正(平成30年1月26日公布、平成31年4月1日施行)に伴い、下線部を修正・追加を行った。

2. 教員数

(1)設置基準上の規定【69～70p】

…課程編成上兼任教員の担当する授業時間の割合が多くなりすぎることは教育上好ましくないと考えられる。

短期大学設置基準別表第1のイの表、備考及びロの表、備考は次のとおりである。

なお、平成30年1月26日公布(平成31年4月1日施行)の短期大学設置基準改正において、小規模学科のための基準の整備が行われ、専任教員数に関し、入学定員が短期大学設置基準別表第1に定める数に満たない場合には、その2割の範囲内において兼任の教員に代えられることとなった。

○短期大学設置基準別表第1(第22条関係)

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

(表:略)

備考

- 1 この表に定める教員数の3割以上は教授とする(口の表において同じ。)
- 2 この表に定める教員数には、第 21 条の授業を担当しない教員を含まないこととする(口の表において同じ。)
- 3 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 4 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができる(口の表において同じ。)
- 5 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあつては、(以下略)

Ⅲ 運営編

第1章 学科・専攻

◇短期大学設置基準の改正(平成 30 年 1 月 26 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行)に伴い、下線部を修正・追加を行った。

2. 学科・専攻課程の設置

(5) 専門職学科【89p】

短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とする(短期大学設置基準第 35 条の 4)。専門職学科の設置は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならない。

○学位の種類及び分野の変更等に関する基準【90～91p】

別表第1に以下2つの学位の種類、学位の分野を追加

学位の種類	学位の分野
<u>学士(専門職)</u>	<u>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)</u>
<u>短期大学士(専門職)</u>	<u>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)</u>

第2章 学生収容定員

◇実情に即し下線部を修正・追加を行った。

3. 収容定員変更手続【98p】

…収容定員変更にかかる認可申請の期間については、変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日までの間に大学振興課短期大学係に提出することとされている。

第二部 教務関係用語の解説

◇以下の用語を新たに追加した。

- 専門職学科【152p】
- 専門職短期大学【153p】

◇以下の用語は、法令の改正、実情等に即し名称及び記載内容を一部変更した。

- 学校外学習【132p】
- 既修得単位の認定【134p】
- 休学期間【135p】
- 教員免許更新制【138p】
- 講義要項(綱)(覧)【141p】
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)【148p】
- 私立大学等改革総合支援事業【150p】
- 専任教員数【152p】

◇以下の用語は削除した。

- 技能審査の合格に係る学修

第三部 短期大学関連法令Q&A

～短期大学設置基準関係～

◇短期大学設置基準の改正(平成30年1月26日公布、平成31年4月1日施行)に伴い、下線部を修正・追加を行った。【181p】

Q 13 入学前の既修得単位、いわゆる単位互換に係る修得単位、短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修、入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者については、それぞれ最大何単位まで認定することができるのでしょうか。

A 短期大学設置基準の第14条には、他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等(単位互換性)に係る単位の認定、第15条には短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定、第16条には入学前の既修得単位等の認定について規定されている。これら各条における修得単位の限度については次の表のようにまとめた。(表中の「短大」には専門職短期大学を含む)

区分	設置基準	認定可能単位数 (2年制)	認定可能単位数 (3年制)
A	A 1 他の短大・大学の授業科目の履修 (第 14 条第 1 項)	A 30 単位 A + C 30 単位 B 30 単位 B + C 45 単位 C 30 単位 A + B + C 45 単位	A 46 単位 A + C 46 単位 B 46 単位 B + C 53 単位 C 46 単位 A + B + C 53 単位
	A 2 短大・大学以外の教育施設等における学修 (第 15 条第 1 項)		
B	外国の短大・大学への留学 (第 14 条第 2 項)		
C	C 1 入学前の短大・大学の授業科目の履修 (第 16 条第 1 項)		
	C 2 入学前に行った短大・大学以外の教育施設等における学修 (第 16 条第 2 項)		
	<u>C 3 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者</u> (第 16 条第 3 項)		
最大限の認定可能単位数		A + B + C 45 単位	A + B + C 53 単位

- (注) 1. 夜間学科等で、卒業要件単位が 62 単位以上の3年制短期大学は、2年制短期大学と同様の扱いとなる。
2. Cについては、①他の短期大学から転学等してくる場合の単位の認定、②入学する短期大学で既に修得した単位がある場合の単位の認定については、前記の取扱いとは別に、当該短期大学において何単位まで認定するかを決定できる。
3. 各種資格科目については、別に定められている場合に留意する。
4. 短期大学設置基準第 15 条第 1 項の規定による単位を与えることのできる学修は平成 3 年文部省告示第 69 号に定められている。(平成 11 年 3 月 31 日一部改正)

資料1 短期大学設置基準 短期大学通信教育設置基準

短期大学設置基準

◇平成 30 年 1 月 26 日文部科学省令第 1 号の内容を反映させた。【193p～214p】

資料2 短期大学関係教育法令(抜粋資料)

学校教育法

◇平成 29 年 5 月 31 日法律第 41 号の内容を反映させた。【224p～248p】

学校教育法施行令

◇平成 29 年 9 月 1 日政令 238 号の内容を反映させた。【249p～251p】

学校教育法施行規則

◇平成 29 年 9 月 8 日文部科学省令 35 号の内容を反映させた。【252p～270p】

上記の他、全体を通じ必要に応じて表現の見直し、字句の修正を行った。